

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	南越前町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.minamiechizen.lg.jp/tyousei/706/index.html

執行機関名 南越前町長

知事等(教育委員会)が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	南越前町保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年南越前町条例第112号)及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年南越前町条例第33号)による保育料に関する事務で規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南越前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第一 第3の項 南越前町保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年南越前町条例第112号)及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年南越前町条例第33号)による保育料に関する事務で規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	南越前町保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第112号)第1条 認定こども園の設置及び管理に関する条例(南越前町条例第33号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付 <u>その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	南越前町保育所の設置及び管理に関する条例 第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、保育を必要とする乳児・幼児(以下「乳幼児」という。)を保育するため、同法第39条第1項に規定する保育所を設置する。 認定こども園の設置及び管理に関する条例 第1条 <u>小学校就学前の子ども</u> に対し、教育及び保育を一体的に提供することにより、子どもが地域において健やかに成長する環境を充実させるため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)に基づき、幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		南越前町保育所の設置及び管理に関する条例(平成17年南越前町条例第112号)及び南越前町認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成27年南越前町条例第33号)